

2号機使用済燃料プール内へのPHSの落下に関する調査結果について

<概要>

(事象の発生状況)

- ・ 運転中の2号機の使用済燃料プールにおいて、平成22年3月13日に発生した地震後のパトロールを当社社員が実施していたところ、PHSを誤って使用済燃料プール内に落下させてしまいました。
- ・ PHSを落下させた直後は目視で確認できたことから、準備が整い次第、回収することとしておりましたが、3月14日に再び発生した地震後のパトロールを行ったところ、PHSの所在を確認できなくなりました。

(平成22年3月15日お知らせ済み・公表区分Ⅲ)

- ・ その後、3月30日に使用済燃料プールの底に、所在不明となっていたPHSを発見し、回収したところ、PHSに破損はありませんでした。

(調査結果)

- ・ 当該社員は、ネクストラップの付いていないPHSを携帯したまま異物混入防止管理エリア内に入域していました。

(推定原因)

- ・ 当該社員は、地震後の現場確認を急ぐ意識が強かったため、ネクストラップの付いていないPHSを異物混入防止管理エリア外へ置くことを失念し、携帯したまま同エリア内に入域したことから、PHSを誤って落下させてしまったものと推定しました。

(対策)

- ・ 異物混入防止に関する基本行動を徹底するよう、当該社員も含め当社社員に再周知することとします。
- ・ 異物混入防止に関する確認忘れを防止するため、異物混入防止管理エリアの出入口に具体的な確認事項を明記した掲示板を設置することとします。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

運転中の当所2号機の原子炉建屋5階使用済燃料プールにおいて、平成22年3月13日午後9時46分頃に福島県沖で発生した地震後のプラント点検のための現場パトロールを当社社員が実施していたところ、3月14日午前0時25分頃、燃料交換機上部から当該社員が所持していたPHS*¹を誤って使用済燃料プール内に落下させてしまいました。

PHSを落下させた直後、PHSは使用済燃料プール内の燃料の入っていないラック上部にあり、目視にて確認できる位置にあったことから、準備ができ次第、PHSを回収することとしておりました。

その後、3月14日午後5時8分頃に再び福島県沖で地震が発生したことから、地震後のパトロールで落下させたPHSを再確認したところ、PHSが使用済燃料プール内のラック上部にないことを同日午後7時45分頃に確認しました。

そのため水中カメラで所在確認を行いました。3月15日午前0時45分現在、確認できませんでした。

なお、現在運転中の原子炉とは物理的に隔離されており、炉心に入ることはありません。

引き続き、所在不明となっているPHSの所在確認を実施し、燃料への影響も踏まえ回収方法等の検討を行うこととしました。

(平成22年3月15日お知らせ済み・公表区分Ⅲ)

その後、3月30日に、調査範囲を拡げ、水中カメラで所在確認を行ったところ、使用済燃料プールの底に所在不明となっていたPHSを発見し、回収しました。回収したPHSに破損はありませんでした。

2. 調査結果

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・ 使用済燃料プールの周囲は異物混入防止管理エリア*²に設定されており、同エリアにおいては、PHSを含む個人管理品には紐を付ける等の落下防止措置を講じることを、協力企業に対する工事共通仕様書に規定していること。当社社員が行うパトロールに対し、PHSを含む個人管理品には紐を付ける等の落下防止措置に関するルールを明文化したマニュアルはなかったものの、当社社員においても遵守すべき事項であると認識されていたこと。
- ・ 当該社員は、異物混入防止管理エリア内に入る際は、PHSを含む個人管理品に落下防止措置を講じる必要があることを認識していたこと。
- ・ 当該社員は、管理区域に入域する前にPHSにネックストラップを取り付けていないことに気づいていたものの、地震後の現場確認を急ぐ意識が強かったため、同エリアにPHSを持ち込まなければよいと考え、地震後の現場パトロールを開始したこと。
- ・ 当該社員は、地震後の現場確認を急ぐ意識が強かったため、異物混入防止管理エリアに入域する際、PHSを同エリア外に置いておくことを失念し、PHSを携帯したまま同エリアに入域してしまったこと。

3. 推定原因

当該社員は、異物混入防止管理エリアにおいて、PHSを含む個人管理品に落下防止の措置を講じる必要があることを認識しておりました。また、管理区域に入域する前にPHSにネックストラップを取り付けていないことに気づいておりましたが、地震後の現場確認を急ぐ意識が強かったため、同エリアにPHSを持ち込まなければよいと考えていました。

しかしながら、地震後の現場確認を急ぐ意識が強かったため、同エリアに入域する際、PHSを同エリア外に置いておくことを失念し、PHSを携帯したまま入域してしまいました。

このため燃料交換機上部から使用済燃料プール内を確認した際、PHSを誤って落下させたものと推定しました。

4. 対策

対策は以下のとおりです。

- ・ 異物混入防止に関する基本行動を徹底するよう、当該社員も含め当社社員に再周知することとします。
- ・ 異物混入防止に関する確認忘れを防止するため、異物混入防止管理エリアの出入口に具体的な確認事項を明記した掲示板を設置することとします。
- ・ 当社社員が行うパトロール時の異物混入防止に関する実施事項を明確化し、当社マニュアル等へ反映することとします。
- ・ 当所で使用する全てのPHSに対し、ネックストラップを用意し配付しました。

当所といたしましては、今回の事象を真摯に受け止め、対策を確実に実施するとともに、今後も原子力発電所の安全・安心に向けて取り組んでまいります。

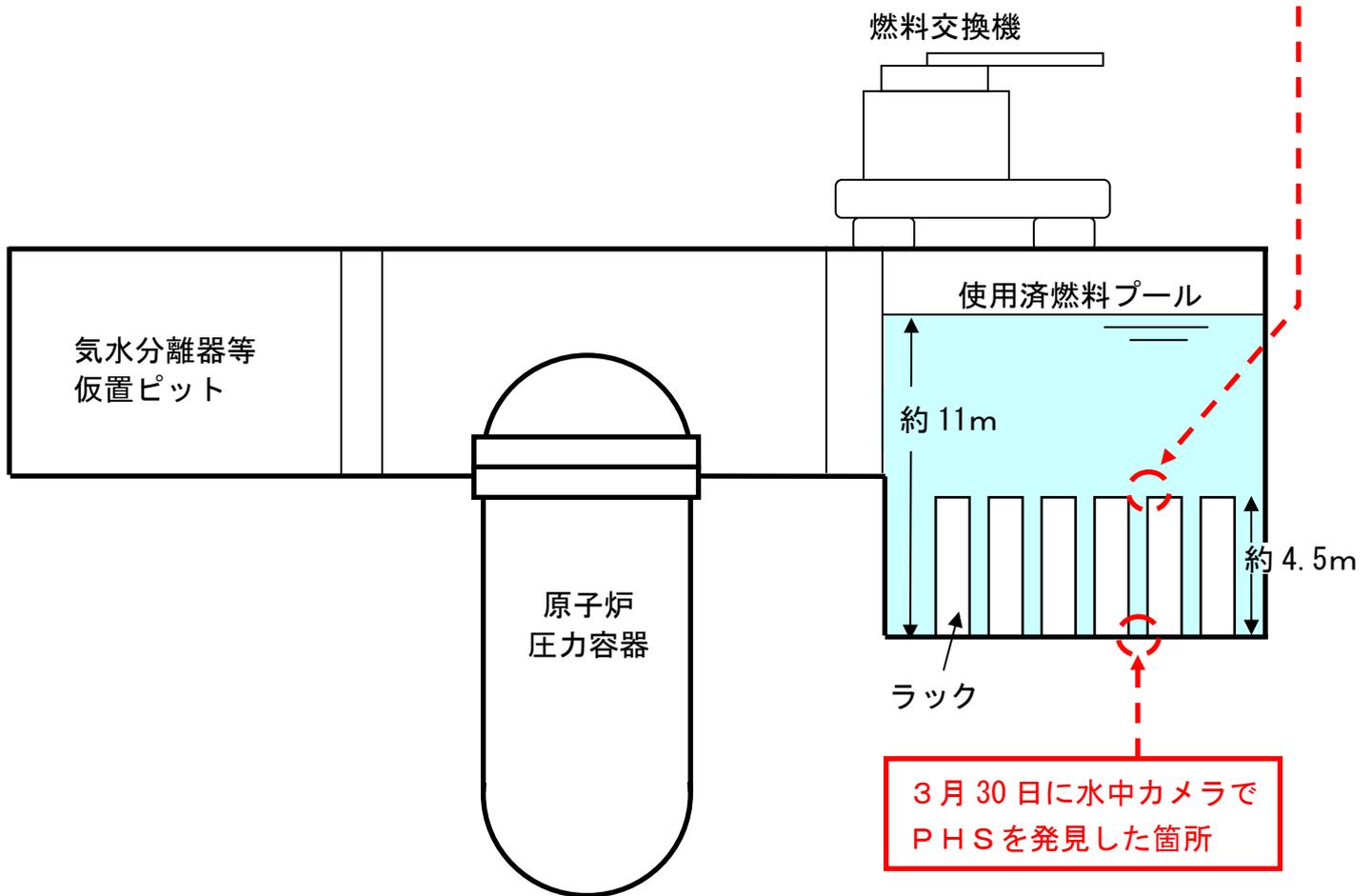
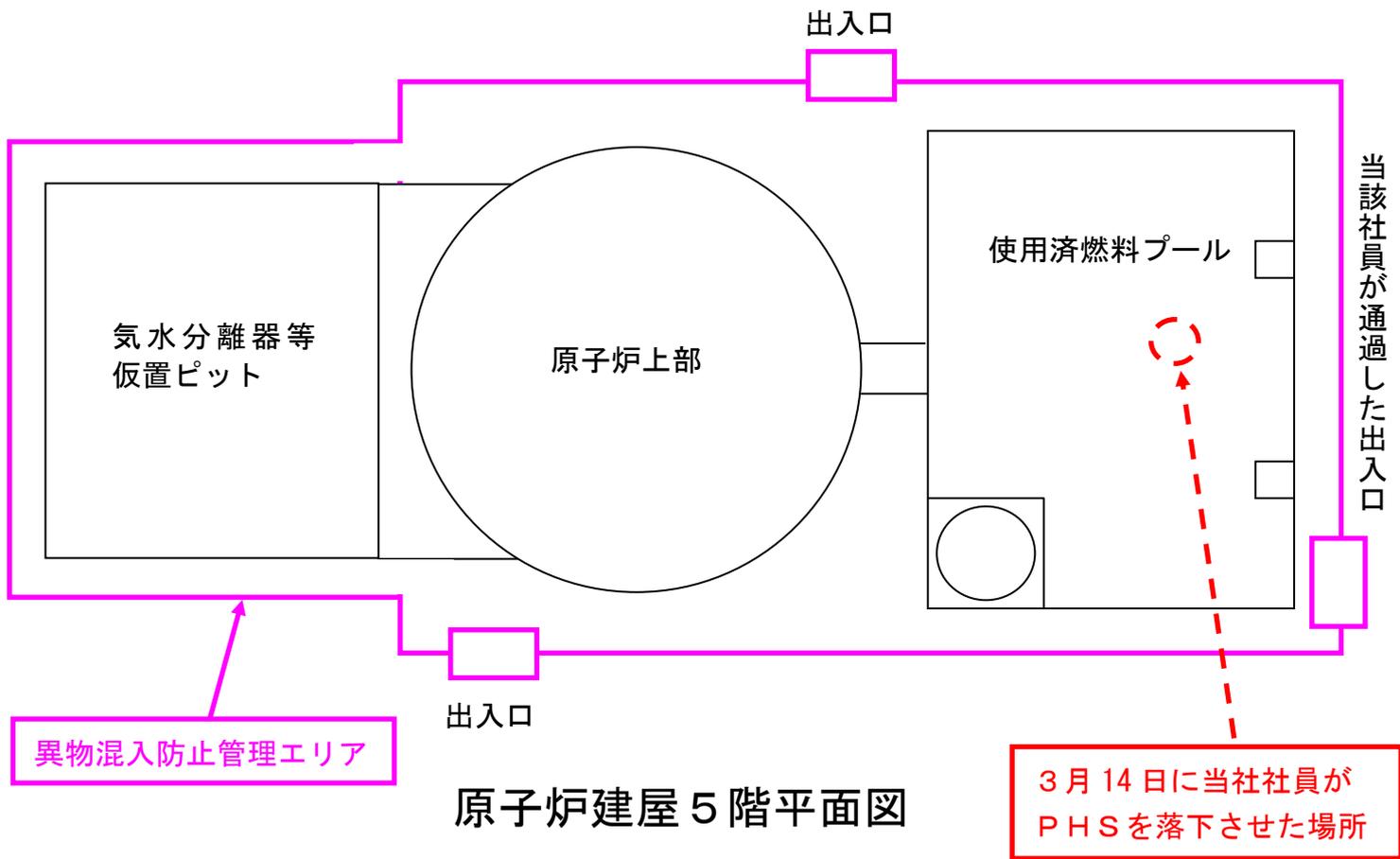
以 上

* 1 社員が所持していたPHS

発電所内での業務用に、会社より貸与され、使用が許可されている通信機器であり、業務連絡のために放射線管理区域に持ち込んだもの。

* 2 異物混入防止管理エリア

異物混入による機器の損傷を未然に防止すること、および回収が困難な場所への異物混入防止を目的として、持ち込み物品の員数管理や落下防止措置等の異物混入防止対策を行う必要があるエリア。



2号機使用済燃料プール内PHS発見概略図